I はじめに

1 調査の目的

都内中小企業の賃金等の実態を明らかにし、労政行政施策上の基礎資料とするとともに、中小企業における労働条件の改善及び健全な労使関係の確立に資することを目的とする。

2 調査時点

令和4年7月31日現在

3 調査の対象・方法

事業所母集団データベース (令和2年次フレーム) に基づく名簿データから下表の基準によって層別抽出した都内 3,500 社に調査票を郵送し、自計式により記入・返送を依頼した。

区分 産業	従業者数	区分 産業	従業者数
建設業製造業情報通信業運輸業,郵便業卸売業,小売業金融業,保険業	30~299 人 30~299 人 30~299 人 30~299 人 10~ 99 人 30~299 人	不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 宿泊業,飲食サービス業 生活関連サービス業,娯楽業 教育,学習支援業(学校教育を除く) 医療,福祉	30~299 人 10~99 人 10~99 人 10~99 人 10~99 人 10~99 人
		サービス業(他に分類されないもの)	10~ 99 人

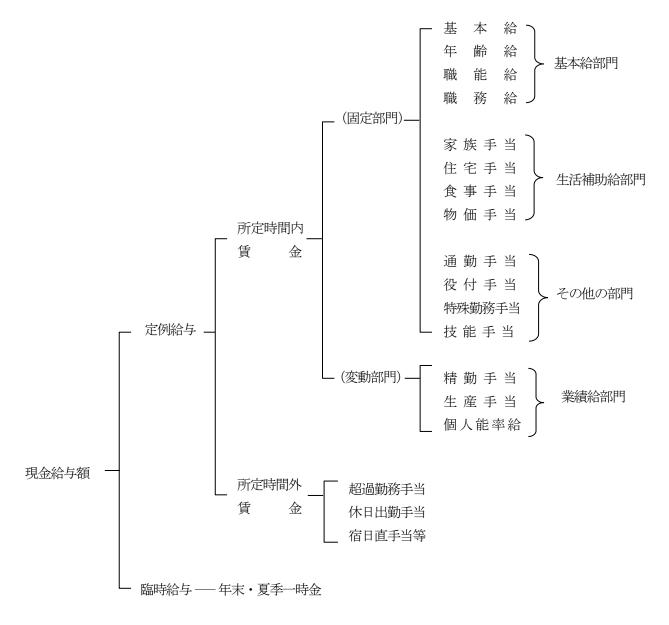
また、平均賃金、実在者賃金算出のための労働者については、都内で働く常用労働者数に応じて下表の基準により、賃金台帳からの等間隔無作為抽出による記入を求めた。

都内で働く 常用労働者数	抽出割合	記入する労働者の選び方
1~ 29 人	1/1	全員記入
30~ 99 人	1/2	2人目ごとに記入
100~199人	1/3	3人目ごとに記入
200~299 人	1/4	4人目ごとに記入

4 調査項目

賃金制度、賞与・諸手当、モデル賃金・初任給、令和4年7月1か月の賃金、令和3年の年間給与支払額、 定年制度、退職金制度、モデル退職金

5 賃金の分類



6 本調査が対象とする労働者について

(1) 常用労働者の定義

調査対象企業において直接雇用される労働者のうち、嘱託・再雇用、臨時工、パート・アルバイト、病欠者、休職者を除く全従業員を指す。

本調査において、平均賃金・実在者賃金の算出に使用している個人調査票の記入対象は、常用労働者となっている。

(2) 常用労働者の分類

ア 役付者

他の従業員に指揮命令をする地位にある者。目安として、係長又は同等以上の労働者をいう(役員は除くが一般労働者と同じ賃金規定の適用を受ける兼務役員を含む。)。

イ 役付者を除く常用労働者

- ① 一般労働者(役付者以外の正社員)
- ② 契約社員(正社員と同じ労働時間・日数であるが、有期契約など、正社員と異なる雇用形態で働いている者)

ウ 常用労働者以外の労働者

- ① パート・アルバイト 正社員に比べて、労働時間又は労働日数が少ない者。
- ② 嘱託・再雇用 正社員としては一度退職し、正社員以外の形で再雇用されている者。
- ③ その他の労働者 臨時工、病欠者、休職者など、上記以外の者。

(3) 職種分類について

本調査では、常用労働者を下記の職種に分類している。

ア営業販売系労働者

営業、販売等に従事する労働者をいう。

- イ 事務系労働者
 - 一般事務、会計事務、営業事務・販売事務等に従事する労働者をいう。
- ウ技術系労働者

機械技術、電気技術、情報処理技術、その他の技術に従事する労働者をいう。

工 生產系労働者

生産・作業、運転・運搬等に従事する労働者をいう。

7 本調査の調査項目について

(1) 定期昇給

毎年一定の時期を定めて賃金を増額する規定が就業規則などにあり、それに基づいて主として年齢の上昇 に合わせて実施される昇給をいう。

(2) ベースアップ

賃金表の改定等により、従業員の賃金水準を一律に引き上げることをいう。

(3) 令和4年7月1か月の賃金

令和4年6月の給与締切日の翌日から令和4年7月の給与締切日までの1か月間分として支払われた現金給与額をいい、税、社会保険料等を控除する前の金額である。

具体的には、前ページの表の「定例給与」の範囲であり、臨時に支給した賃金や賞与は含まない。 なお、通勤手当については、6か月分などの一括支給の場合であっても、1か月分のみを算入している。

(4) 所定時間内賃金

就業規則や労働協約などで決まっている所定労働時間に対して支払われる賃金をいう。

(5) 所定時間外賃金

早出、残業、休日出勤など所定労働時間外の労働に対して支払われる賃金をいう。

(6) 令和3年年間給与支払額

令和3年1年間を継続勤務した労働者に支払われた年間給与支払額をいい、源泉徴収票の「支払金額」の欄と一致する。所定時間外賃金や賞与等も含まれるが、非課税である通勤手当は含まれない。

(7) モデル賃金

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐに入社した者が普通の能力と成績で勤務した場合に、当該企業の賃金規定及び昇給事情のもとで、通勤手当を除く所定時間内賃金の固定部分が、勤続年数に応じてどのように上昇するかを算出したものをいう。

本調査では、モデル条件に合致する者がいない場合には、賃金規定や給与表などによってモデル条件に最も近い者を参考に、モデル年齢の者がいると想定して回答を求めた。

(8) 初任給

モデル賃金の回答を求める際に、各学歴の始めの賃金額を初任給として回答を求めた。したがって初任給額及び集計企業数は、モデル賃金における各学歴の最初の所定時間内賃金及び集計企業数に一致する。

(9) 定年制度に関するもの

ア再雇用制度

定年年齢に達した労働者をいったん退職させ、改めてその労働者を雇用する制度をいう。

イ 勤務延長制度

定年年齢に達した労働者を退職させず、引き続き雇用する制度をいう。

(10) 主な退職金共済制度

ア 中小企業退職金共済制度

企業独自で退職金制度を設けることが困難な中小企業のために、事業主の拠出した掛金と国庫補助金を加えたものを資金として、共済制度の形で中小企業にも大企業なみの退職金制度を確立できるようにしたもので、昭和34年に制定された中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度。事業主は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「機構・中退共本部」という。)と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付する。従業員が退職したときは、その従業員に機構・中退共本部から退職金が直接支払われる。

イ 特定退職金共済制度

退職金共済契約(事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する労働者の退職について退職金を支給することを約する契約で、所得税法施行令で規定している。)の相手方が特定退職金共済団体であるもの。特定退職金共済団体としては退職金共済事業を行う市町村(特別区を含む。)、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会などで、税務署長の確認を受けたものをいう。

(11) 退職年金制度

ア確定拠出年金制度

拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度で、「企業型」と「個人型」の2種類がある。

本調査では、「企業型」を調査対象としている。

イ 確定給付型企業年金制度

平成14年4月に施行された確定給付企業年金法に基づき設置された企業年金で、拠出・運用・管理・ あらかじめ確定された額の年金給付まで会社が責任を負う。

運営方法は「規約型」と「基金型」がある。「規約型」は、企業が生命保険会社もしくは信託銀行と契約を行い、企業年金の外部積立て体制を取る。企業は規約に基づき定期的に掛金を拠出し、生命保険会社もしくは信託銀行が運用から給付までの管理を行う。

「基金型」は、企業年金基金と呼ばれる特別法人を設立し、基金が加入者と受給者から独立した立場で 管理・運用・給付を行う。

ウ 厚生年金基金制度

厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度。基金は、厚生年金の代行部分に、企業独自の退職年金(加算部分)を上乗せして、年金(又は一時金)を支給する。平成26年4月1日以降、厚生年金基金の新規設立は認められていない。

(12) モデル退職金

アモデル退職金

モデル退職金とは、モデル賃金と同様、学校を卒業してすぐに入社した者が普通の能力と成績で勤務した場合に、当該企業の退職金規定のもとで、どの程度の退職金が支給されるかを算出したものをいう。

なお、本調査では、定年退職時の退職金支給額を、作表の都合上、会社都合退職の欄に記載している。

イ 退職一時金算定基礎額

退職一時金を算定する際の基礎になるものをいい、大別して基本給等の賃金を用いるものと、賃金とは別に定めるものとがある。

8 集計方法と集計企業数

回答を得た 1,031 社 (回収率 29.5%) のうち、19 社を記入不備等のため除外し、1,012 社 (有効回収率 28.9%) について集計を行った。

9 調査結果利用上の注意

- (1) 本調査における実在者賃金とモデル賃金には通勤手当は含まれていない。したがって、平均賃金との比較の際には通勤手当相当額を考慮する必要がある。
- (2) 集計数が 4 件以下のデータについては集計表中 [x] としてあるが、この数値は合計データの中には含まれている。
- (3) 集計表中の「一」は、調査項目に該当しないか、あるいは集計数が得られなかったものである。
- (4) 年齢・勤続年数については、6 か月未満は0 年、6 か月以上1 年未満は1 年とした。
- (5) この調査結果における構成比百分率等は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。
- (6) 集計人員数における「合計」について、各内訳を合計しても一致しない場合がある(「計」には当該項目の「無回答」の企業が含まれる場合があるため。)。

10 調査対象企業の内訳

抽出企業及び集計企業の業種別・規模別の内訳は別表のとおり

別表 調査対象企業の内訳

						抽出企業数 集計企								
	区	,	分		総計	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	総計				
調	査	産	業	計	3, 500	640	1, 590	850	420	1,012				
建		設		業	240	_	120	60	60	85				
総	合	工	事	業	80	_	40	20	20	27				
※ 職	別 工 事 業	(設備 コ	事業を除	<)	80	_	40	20	20	22				
設	備	I	事	業	80	-	40	20	20	36				
製		造		業	800	-	435	185	180	274				
	お品・た			造 業	70	_	40	15	15	19				
繊					55	_	25	15	15	22				
※ 木	< 材 ・ 木 製 品 (家 具	る ・ 紙 ・ を	パルプ製 含 む	造 業	70	_	40	15	15	30				
郎] 刷 •	同	関 連	業	60	_	30	15	15	23				
化	二 学		エ	業	50	_	30	10	10	14				
ブ	。 ラ ス チ	ック	製品製	造 業	50	_	30	10	10	14				
ゴ	びム製品・	革製品	毛皮製	造 業	50	_	25	15	10	18				
窯	業・土	石 製	品製造		55	_	25	15	15	20				
鉄		鉄 金	属 製 道		45	_	25	10	10	18				
金			製造	業	50	-	30	10	10	19				
	はん用・生産用				70	_	40	15	15	22				
輪	記子部品・電機	機 奋· 信 械 器			60 FF	_	40	10	10	21 20				
††† そ		が の	製造	業業	55 60	_	25 30	15 15	15 15	14				
情	報	通	信	* *	230	_	140	45	45	50				
	TA 1信・放送・イン				90	_	60	15	15	12				
情		_	ビス	業	70	_	40	15	15	23				
映		• 文 =	字 情 報 制	作業	70	_	40	15	15	15				
運	輸業	,	郵 便	業	165	-	80	40	45	55				
道	直 路 旅	客	運 送	業	50	-	20	15	15	24				
道	路 貨	物	運 送	業	55	_	30	10	15	15				
倉	「庫業・運輸	に付帯	するサービ	ス業	60	_	30	15	15	16				
卸	売 業	,	小 克	業	755	280	370	105	-	195				
***	は維・衣服		食料品卸		105	_	70	35	_	22				
	^注 築材料・鉱物・ - の 他				105	_	70 70	35	_	27				
そ織		の ・ 身 の	卸 売回り品小	業	105 110	70	70 40	35	_	39 27				
飲			小 売	光業	110	70	40	_	_	28				
機		具 等		業		70	40	_	_	27				
そ		0	小 売	業	110	70	40	_	_	25				
金	融業	,	保 険	業	130	-	40	40	50	43				
金	2	融		業	60	_	15	20	25	24				
金	融 商 品				70	_	25	20	25	19				
不			品賃貸		110	-	40	30	40	30				
	,研究,専				240	80	80	80	-	58				
専			ビス	業	120	40	40	40	_	30				
広		告 本 4		業	120	40	40	40	-	28				
宿っ			・ービフ		245	80	85	80	_	49				
宿飲		泊 食		業業	115 130	40	45	30 50	_	27 22				
	、 舌 関 連 サ~		坐 旭 >		130	40 40	40 35	50 45	_	33				
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				110	40	30	45 40	_	32				
医医	,于日人设 療		福	祉	165	60	65	40	-	43				
医		療	1124	業	85	35	35	15	_	20				
	. 会 保 険 ·		祉 · 介 護			25	30	25	_	23				
	・ビス業(他				190	60	70	60	_	65				
	動車整備				90	30	30	30	-	33				
	- の他の				100	30	40	30	_	32				

 ^(※) 表中産業分類(中)は、以降各ページにおいて()内表示を省略している。
 (注)① 本表は、事業所母集団データベース(令和2年次フレーム)に基づく名簿データによる企業規模であり、調査時点において変更している場合がある。調査時点における企業規模別内訳については、集計表第1表-①を参照。
 ② 産業分類・中分類の区分は、本調査独自に組み替えているので、日本産業分類の表示とは一致しない部分がある。



賃金事情調査票(事業所票) (令和4年7月31日現在)

調査票に記入する前に、必ず「記入の手引き」をお読みください。

			101
۹0	産業分類	規模	整理番号
	102	103	104

東京都産業労働局

会社名					記入抗	旦当者	役職			氏名		
所在地	〒				電話	番号						
主な製品又 主な業務	5			資本金 101 1	1000万		1000-3 万円未		3 3000-5000 万円未満	5000万- 1億円未満	5	1億円以上
	D常用労働者数 :業員を含む)	合 計	, L	労働組合 有無	の 103 1	7	与り	2	無し			

都内で働く従業員の構成

〒 田	雇用形態	用形態 名 称		名称説		득씀	明		構成人数			
准/11/2/25 11 11					男性	女性	計					
正社	常	役	付	者	係長または同等以上の労働者。 同じ賃金規定の適用を受ける方	₹務役員で、─般労働者と も、ここに含めてください	101 人	102 人	103 人			
直員	一 照の記号	一般	労賃	助 者	上記以外の正社員		104 人	105 人	106 人			
接	*者	契約	社員	争	正社員と同じ労働時間・日数であるが、 存 雇用形態で働いている方	可期契約など、正社員と異なる	107 人	108 人	109 人			
[正 雇 社 員	以外の	パーアル	ート	、	正社員に比べて、労働時間または労働日] 対が少ない方	110 人	111 人	112 人			
用以外	労労	嘱託	・再原	雇用	正社員としては一度退職し、再雇用され ⁻	ている方	113 人	114 人	115 人			
	働者	その他	の労	働者	(具体的にご記入ください)	116	人	118 人	119 人			
直接 派	遣	労	働	者	派遣労働契約により、派遣元会社から派	遣されている方	120 人	121 人	122 人			
用	務委	託 等	労 賃	力者	請負契約や業務委託契約により、別の会	・ 注社から派遣されている方	123 人	124 人	125 人			
				·	合	計	126 人	127 人	128 人			

(都内で働く常用労働者についてご記入ください)

(1)賃金について就業規則(賃金規定等を含む)で定めていますか

2 現状維持

<u> </u>	/真並について脱来が、例(真並就是寺を自己)で足のでいる。から	•		
1	賃金規定があり、賃金表(注1)がある	3	賃金規定なし	
2	賃金規定はあるが、賃金表はない	4	その他()	102
				101

(2)過去1年間(令和3年7月から令和4年6月まで)の従業員の定期昇給(注2)・ベースアップ(注3)についてお答えください。

①定期昇給を実施しましたか。

1 実施した

1 実施した	2 実施していない			
	201		↓	_
1 定期昇給の規定に	に基づき定期昇給を実施した	3	定期昇給の規定はあるが定期昇給は見送った	
2 定期昇給の規定は	ないが、慣行等により事実上の定期昇給を行った	4	定期昇給の制度・慣行等がなく、実施していない	
				202
②ベースアップを実施	じましたか。			

注1 賃金表………学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などの賃金支給額を定めた一覧表です。 注2 定期昇給……毎年一定の時期を定めて賃金を増額する規定が就業規則などにあり、それに基づいて、主として年齢の上昇にあわせて実施される昇給をいいます。 注3 ベースアップ……賃金表の改定等により、従業員の賃金水準を一律に引き上げることをいいます。

4 その他(

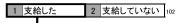
(1)賞 与

①賞与の支給について賃金規定で定めていますか。

1 支給時期等のみ 2 支給時期・支給額(支給率・月数)とも 3 な し

過去1年間(令和3年7月から令和4年6月まで)の賞与の支給実態についてお尋ねします。

②賞与は支給しましたか。



平均支給額と、それを平均所定時間内賃金で除した平均支給月数(小数点第2位以下四捨五入)をご記入ください。

※平均所定時間内賃金は、賞与支給対象者の所定時間内賃金合計を対象者数で除した金額としてください。

ア・年末	平均支給額	百万	Ŧ	円	103	平均支給月数	か月 104
イ・夏季	平均支給額	百万	Ŧ	円	105	平均支給月数	か月 100
ウ・上記以外	平均支給額	百万	Ŧ	円	107	平均支給月数	か月 108

③査定等による個人的な格差は、同一年齢・職階で、平均に対して概ね最大でどのくらいですか。

1	10%未満	2	10~20%未満	3	20~30%未満			
4	30~40%未満	5	40~50%未満	6	50%以上			
7	査定等を行っていないため格差なし 1							

(2)役 付 手 当



四捨五入)、平均支給額(100円未満四捨五入)を





1 支給している 1 一律支給(注) 0 0 2 支給していない (注)一律支給…家族の人数にかかわらず、 1人以上いる場合に従業 2 家族により異なる



5. モ デ ル 賃 金・初 任 給

(都内で働く常用労働者についてご記入ください)

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐに入社した方が普通の能力と成績で勤務した場合に、貴社の賃金規定及び昇給事情のもとで、 勤続年数に応じて賃金がどのように上昇するのかを算出した金額です。

貴社における代表的な賃金全体について、その年齢ごとの所定時間内賃金をご記入ください(100円未満四捨五入)。 また、下記の職種の中からその賃金全体が当てはまる職種について、番号に〇印をつけてください(複数回答可)。

●営業販売系

1	営	業
2	販	売

●事務系

3	_	般	事	務
4	会	計	事	務
5	営業	美事 務・	販売	事務

●技術系



	上生	杀			
10	生	産	•	作	業
11	運	転	•	運	搬
• 7	その	他			
12	()	113

モデル賃金全体の記入が困難な場合でも、初任給については新卒者を雇用した場合を想定していただき、出来るだけ記入をお願いします。

年	家扶	高	村	交	卒		Ī	年	家扶	高専	•短:	大 2	卒	1	年	家扶	専	門	学材	交互	<u> </u>	1	年	家扶	7	t	学	2	卒		l
齢	族 数養	所定	時間	引内1	賃金		Ī	齡	族数 養	所定	時間内:	賃金			齢	族 数 養	所:	定時	間内	賃金			齢	族 数 養	Ē	f定	時間	内賃	金		
初任	E給		千			P	Ĭ				Ŧ		P.					Ŧ			PI						Ŧ			PI	İ
18	0				0	0	201	初任	壬給						初任	壬給														ļ	
20	0				0	0	202	20	0			0	0	212	20	0				0	0	222	初倍	壬給							İ
22	0				0	0	203	22	0			0	0	213	22	0				0	0	223	22	0					0	0	232
25	0				0	0	204	25	0			0	0	214	25	0				0	0	224	25	0					0	0	233
30	2				0	0	205	30	2			0	0	215	30	2				0	0	225	30	2					0	0	234
35	3				0	0	206	35	3			0	0	216	35	3				0	0	226	35	3					0	0	235
40	3				0	0	207	40	3			0	0	217	40	3				0	0	227	40	3					0	0	236
45	3				0	0	208	45	3			0	0	218	45	3				0	0	228	45	3					0	0	237
50	3				0	0	209	50	3			0	0	219	50	3				0	0	229	50	З					0	0	238
55	2				0	0	210	55	2			0	0	220	55	2				0	0	230	55	2					0	0	239
60	1				0	0	211	60	-			0	0	221	60	1				0	0	231	60	1					0	0	240

26

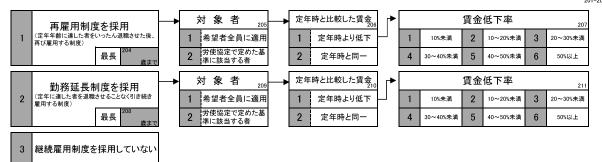
(都内で働く常用労働者についてご記入ください)

6. 定 年 制

(1) 定年制度を採用していますか。

1 全員一律定年制 定年年齢 102 よ 2 その他の定年制(役職別、職種別など) 3 定年制度なし

(2)上記で「1」または「2」とご回答いただいた方にお尋ねします。定年後の継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)を採用していますか。 また、採用している場合、賃金は定年時と比較してどうなりますか。両制度併用の場合は両方にご記入ください。



7. 退職金制度

(都内で働く常用労働者についてご記入ください)

(1)退職金制度(退職一時金・退職年金)がありますか。なお、年金を一時金として受け取ることができる場合であっても、一時金制度ではなく年金制度に分類してください。また、公的年金制度のみの企業は「制度なし」を選択してください。

1 制度あり(退職一時金のみ) 2 制度あり(退職一時金と退職 3 制度あり(退職年金のみ) 4 制度なし

(2)退職一時金制度について(退職一時金制度がある企業のみご回答ください)

ア 退職一時金の支払準備形態について該当するものをすべて選択してください(複数回答)。

 1
 社内準備
 2
 中小企業退職金共済制度 (建退共・清退共・林退共会む)
 3
 特定退職金共済制度
 4
 退職金保険
 5
 その他の社外準備

イ 退職一時金の算出方法について該当するものを選択してください。

1 退職金算定基礎額×支給率 2 退職金算定基礎額×支給率→一定額 3 勤務年数に応じた一定額 4 ポイント制 5 その他

ウ 退職金算定基礎額の算出方法について該当するものを選択してください(上記イで「1」または「2」とご回答いただいた方のみ)

1	退職時の基本給	2	退職時の基本給×一定率	3	退職時の基本給+手当
4	(退職時の基本給+手当)×一定率	5	別テーブル方式(退職金算定のために賃金 表とは別に算定基礎額を設けるもの)	6	その他

エ 退職一時金を受給するための最低勤続年数をご記入ください。

自己都合退職 209 年 会社都合退職

(参考)自己都合退職とは、依願退職および一方的な辞職(任意退職)を指します。早期 または希望退職制度適用者も含まれます。会社都合退職とは、整理解雇および 普通解雇を指します。退職勧奨に応じた場合も含まれます。

オ 退職一時金の特別加算制度はありますか。制度がある場合は、該当する加算理由をすべて選択してください(複数回答)。

1	制度あり	───	1	功労加算	2	役付加算	
2	制度なし	210	3	年齢加算	4	業務上死傷病	
<u> </u>	•		5	業務外死傷病	6	早期退職者優遇	211-21

(3)退職年金制度について(退職年金制度がある企業のみご回答ください)

退職年金の支払準備形態について該当するものをすべて選択してください(複数回答)。

~		, 0 - ,	C) (22)(0 (((22) ((22) (12))		301-30
1	確定拠出年金(企業型)	2	確定給付企業年金	3	厚生年金基金
4	企業独自の年金	5	その他		_

8. モデル退職金

ご記入の前にお読みください

- 1. モデル退職金とは、学校を卒業してすぐ入社した方が、普通の能力と成績で勤務した場合に、退職金規定のもとで、どの程度退職金が支給されるかを算出した金額です。モデル条件(勤続年数・年齢)に合致する方がいる場合はその金額を、いない場合は退職金規定を参考に、モデル条件に近い金額を推計してご記入ください(1,000円未満は四捨五入)。
- 2. モデル所定時間内賃金とは、所定労働時間内に対して支給されるすべての賃金額(<u>通勤手当を除く</u>)です。したがって、<u>超過勤務手当、休日出勤手当、毎月の支給額が定額的ではない賃金(毎月の支給額が変わる籍皆勤手当や能率給のような賃金)等は除いてください。</u>
- 3. 自己都合退職と会社都合退職の支給額が同じであっても両方にご記入ください。
- 4. 退職金制度の形態により、モデル退職金の算出方法が異なりますのでご注意ください。
- ① 退職一時金のみの場合・・・退職一時金の額をご記入ください。
- ② 退職一時金と退職年金の併用の場合・・・退職一時金の額と退職年金の一時金換算額を合算してください。
- ③ 退職年金の場合…退職年金の一時金換算額をご記入ください。
- 5. 確定拠出年金についても、標準的な掛金額に運用益を加えたモデル額をご記入ください。

7. 退職金制度(1)の設問で、「制度なし」 と回答された場合は、ご記入は不要です。

最終学歴	勤続	年	モデル所定時	間内賃金			モデ	ル退職金(i	退職金3	を たた と たた と たん と に と と と と と と と と と と と と と と と と と			
取於子庭	年 数	齢	(千円未満四	捨五入)	自己	都合退職(千	円未満四	四捨五入)	会社	都合退職(千	円未満	四捨五	(人)
	1	19	101	千円	112	百万		千円	122	百万			千円
	3	21	102		113				123				
	5	23	103		114				124				
	10	28	104		115				125				
=++ +	15	33	105		116				126				
高校卒	20	38	106		117				127				
	25	43	107		118				128				
	30	48	108		119				129				
	35	53	109		120				130				
	37	55	110		121				131				
定年()歳	111						132				

最終学歴	勤続	年	モデル所定時間内賃金	モデル退職金()	退職金支給総額)
取称子座	年数	齢	(千円未満四捨五入)	自己都合退職(千円未満四捨五入)	会社都合退職(千円未満四捨五入)
	1	21	201 千円	211 百万 千円	220 百万 千円
	3	23	202	212	221
	5	25	203	213	222
-	10	30	204	214	223
高専・短大 卒	15	35	205	215	224
	20	40	206	216	225
	25	45	207	217	226
	30	50	208	218	227
	35	55	209	219	228
定年()歳	210		229

最終学歷	· 新	Ē	年	Ŧ.	デル所定	時間内質	金				ŧ:	デル退	職金(追	退職金:	支給総	額)			
取於子店	E 年 数		齢	(:	千円未満	四捨五入			都合追	退職(千	円未満	四捨3	5入)	会社	:都合追	退職(千	円未満	四捨3	五入)
	1		23	301			千円	311		百万			千円	320		百万			千円
	3	:	25	302				312						321					
		,	27	303				313						322					
	1	0	32	304				314						323					
大学卒	大学卒 1	5	37	305				315						324					
	2	0	42	306				316						325					
	2	5	47	307				317						326					
	3	0	52	308				318						327					
	3	-	55					319						328					
定	隼()歳	310										329					

賃金事情調査票(個人票)

7月1か月の個人別賃金支給額についてご記入ください。

調査対象は、東京都内の事業所で働く常用労働者です。

- ※ 事業所票「2. 都内で働く従業員の構成」における、パート・アルバイト、嘱託・再雇用、 その他の労働者、派遣労働者、業務委託等労働者は記入しないでください。
- ① 労働者全員について記入する必要はありません。賃金台帳等の常用労働者の中から、 右の表の基準に従って等間隔で選び出した労働者についてご記入ください。 記入していただく労働者数の計算方法は下記のとおりです(小数点以下四捨五入)。

D1			
都内で働く常用労働者数	×抽出	出割合 記入	.労働者数
	× 1/	=	
101		102	103

- ② 7月1か月とは、6月の給与締切日の翌日から7月の給与締切日までの1か月のことです。
- ③ 「役付者」とは、係長又は同等者以上の者のことをいいます。 兼務役員であっても労働者と同じ賃金規定によって賃金支払を受け ている方は含みます。
- ④ 各項目について、該当する番号を<u>1つ</u>選んで〇で囲むか、数字をご記入ください。

都 内 で 働 く 常用労働者数	抽出	記入労働者の選び方
1~29人	1/1	全員記入

産業分類 規 模 整 理 番 号

D0

都 内 で 働 く 常用労働者数	抽出合	記入労働者の選び方
1~29人	1/1	全員記入
30~99人	1/2	2人目ごとに記入
100~199人	1/3	3人目ごとに記入
200~299人	1/4	4人目ごとに記入

	D2														注	1•:	注2	2 =	F当	のま	紀	がれ	はし	場	合は	[0]	と記	<u>3入</u>	<u>.して</u>	<u> </u>	ださい	١,								
	性別	年齢	勤続 年数	役付の 有 無	営業販売	z 7	労 事務系	働き	きの耳 技術		_	生産	z	4	最	終当	之歷				所定	2時	間内	勺賃	金組	総額			亨	f定	時間	引外:	賃金		在		和3: 給与			
	1 2	7月31日 現在の満	1年未満 の勤続年	1 2 3			9 <i>1</i> 33 78	6	וינ <i>צנ</i> (7)					2) (1) (2	3	4	(5)						1										┢	_	111111	u -		AUR	\dashv
	男女	年齢を記	数には以りが いると のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	役 — 契 般 約	営則		会営	4 機能	電気	情報	その	生主産	運る	ė r	中高	高	専	大	斤定 E 重勤	寺間 手 :	内賃	金絲除し	額がた	から : 額	通	勤	手	当	時間 宿日 (注	直手	F当· F当·	休日 その	手当他	金額		り金額	頂をご!	記入)「支払 ください。	
	性 性		満は切捨て	付 労 社 働 員 者 者			· 事 · · 務 則 · 劳	7 徐		理	の		運 ~	\	学校卒	٠									る場 分に	めて 合に 換算	は、1 して言	か月 B入し						して	いない	・労働	動者は	Г оо ј	売勤務を すのよう	
				へ へ へ 係 正 非			事	ī		術		未 1	MX	ľ	+ +		女校	4-							てくけ	ださい	。(注	1)						15	重線を	そらに	NC ()	591	١,	
				長 社 正以上)									10	- 17		卒	卒																							
101	102	103	104	10	5								10	-				108 E	175	l	+	I		109		Ŧ	1	110			Ŧ		111	9	百万	1	1	Ŧ		112 Ħ
記入例一	0 2	2 7	5	1 2 3		3	4 (6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3		_		2 3	6	2	9	0	2	1	3	0 5	1	2	0	8	4 0	T	4	8	7	8	1 0	0
1	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																				T	0	0
2	1) (2)			1 2 3	1 2	2) (3	4 6	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																					0	0
3	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																					0	0
4	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																					0	0
5	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10	11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																					0	0
6	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	5																					0	0
7	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	5																					0	0
8	1 2			1 2 3	1) (2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	(5)																				╝	0	0
9	1 2			1 2 3	1 2	3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L				╧	0	0
10	1 2			1 2 3	1 2	3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L				╝	0	0
11	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																				╝	0	0
12	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L				╧	0	0
13	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (D (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L				╧	0	0
14	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L				╧	0	0
15	1 2			1 2 3	1 2	3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L				╝	0	0
16	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L				╧	0	0
17	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L	Ш			1	0	0
18	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	(5)																L	Ш			1	0	0
19	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	(5)																L	Ш			1	0	0
20	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	(5)																L	Ш			┙	0	0
21	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L				╧	0	0
22	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L				╧	0	0
23	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	(5)																L	Щ			1	0	0
24	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	(5)																L	Ш			1	0	0
25	1 2			1 2 3	1 2	2)(3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤											L					L	Ц		\perp	┙	0	0
26	1 2			1) 2) 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10	11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L	Ц			╝	0	0
27	1 2			1 2 3	1 2	2) (3	4 (5	6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	(5)																L	Ц		\perp	ᆚ	0	0
28	1 2	Щ		1 2 3	1 2	2)(3	4 (5	6	7	8	9	10	1) (1	2) (1) (2	3	4	⑤							Ш				L				1	L	Ц	\perp	\perp	\downarrow	0	0
29	1 2	Щ		1 2 3		+	4 (5	+			-+		+	+				-+							Ш				L				1	L	Ц	\perp	\perp	\downarrow	0	0
30	1 2			1 2 3	1 2	2)(3	4 (6	7	8	9	10 (11) (1	2) (1) (2	3	4	⑤																L				\perp	0	0

☆対象者が30名を超える場合は、裏面にもご記入をお願いします。

☆対象者が30名を超える場合は、こちらにもご記入をお願いします。

注1・注2 手当の支給がない場合は「0」と記入してください。

5	性別	7月31日	勤続 年数	役付の 有 無	営業販	赤系	事務		130						里纳	224 (22																	-	ᅲᅏᆝ	3年	(/)	
5		7月31日					777	术	13	(術)	糸	生產	産系		取称	学歴			所:	定時	間	内貨	金絲	額			所	定時	間タ	∤賃:	金			別給.			Ą
		現在の海	1年未満の勤続年	1 2 3	1	2	3) (4)	5	6	7) (8	9	10	11)	12)	12	3 4 5)																				
1:	男女	入してく	ては6か 月以上は		営	販 -	- 会	営	機電	包帽	手そ	生	運	そ	中高高	高 専 大	所 涌	定時間勤 手	内質当な	金針	総額	からた 額	通	勤	手	当	宿日	直手	当・休 当・そ(金額」	欄のst	源泉街 金額を	ご記入		
1:			切り上げ 6か月未 満は切捨	般 約 付 労 社]	舟	殳 計	業	械匀	瓦幹	すの	産	転	の	学校專		~			_ 14/		/ C 113	1	って支	給して	SU.	(注2	:)						四捨3			
	性 性		τ	働員	ı	₹	务務	販	術	桁 瑪	∄の	作	運	$\overline{}$		•							る場合	奐算し	て記	λL					į.	てい	ないき	3年1年 労働者	it re∈	⇒ の。	
				者者等				売事			支技		掀		卒卒第	显子子							てくだ	さい。	(注:	1)					ľ	= <u>∓</u>	[線を	引いて	くださ	ر۱ <u>.</u>	
				係 正 非 長 社 正 以 員 社				務							7	大 校																					
				以員社									,	$\overline{}$	2	卒卒																					
													1	107				1 1	1	1	1	109		1	ı	110	1		i	1	111	ı	i	ı		1	112
、例→ (102 D ②		104 5	10:		າ (a 🕢	(E)	(B) (7) (C	n (a)	100	_	106	<u> </u>		8 百万	2	2 4	∓ 6 2	? 9	0 0	2	Ŧ	3 0	<u>н</u>	1	2	∓ 0 8	4	0		15 4 d	8 7	∓ 8	1	0 0
, F	1) (2)	2 /		123	+		_	_				+	_	_			+		0 6	, 2		, 0	_	, .		J	H	_	0 0	7		-	7 (,	0	-	0 0
4 L	1) (2)			1 2 3	_			_	_		_	+-		-			+-																			_	0 0
(1) (2)			1 2 3	1	2	3 4	5	6	7) (8	9	10	11)	12)	12	3 4 5)																				0 0
(1) (2)			1 2 3	1	2	3 4	5	6	7) (8	9	10	11)	12)	12	3 4 5)																				0 0
	1) (2)			1 2 3	_		-	~	_	_	_	×		~			_																				0 0
- H	1) (2)			1 2 3	_	_						_	_	_			_																			_	0 0
	1) (2)			1 2 3	ı.	_ `		~	~ .	_		×	Ŭ	~			-																			_	0 0
4 F	1 2			1 2 3	_	_	_					_					_		4	1	-			_					-				-			_	0 0
- H	1) (2) 1) (2)			1 2 3	_	_						_	_	_			_																-			-	0 0
	1) (2)			1 2 3		~ `		Ŭ	~			·	Ŭ	×			_				+								+		-		+			-	0 0
4 F	1) (2)			123	-			_		_	_	-	-	_			_						H				H						t			_	0 0
- H	1) (2)			1 2 3	+	_		_				+	_	_			+																			_	0 0
(1) (2)			1 2 3	1	2	3 4	5	6	7) (8	9	10	11)	12)	12	3 4 5																	t				0 0
C	1) (2)			1 2 3	1	2	3 4	(5)	6	7) (8	9	10	11)	12)	1 2	3 4 5)																				0 0
(1) (2)			1 2 3	1	2	3 4	5	6	7) (8	9	10	1	12)	1 2	3 4 5)																				0 0
	1) (2)			1 2 3	1	2	3 4	(5)	6	7) (8	9	10	1	12)	12	3 4 5)																				0 0
	1 2			1 2 3	-	_						_	_	_			_						Ш													_	0 0
4 F	1) (2)			1 2 3	_	_	_		_		_	+-		_			_																-			-	0 0
	1 2			123	_	_	_		_		_	-		_			_		+	+	+			+	-			-			4	-	+		H	_	0 0
- H	1) (2) 1) (2)			123	+	_		_				+	_	_			+			-	+		H	+			\vdash		+		-		+			_	0 0
4 F	1) (2)			123	_	_			_		_	+-		-			+-						H								-		+			_	0 0
4 F	1) (2)			1 2 3	+	_		_				+	_	_			+																			-	0 0
- H	1) (2)			1 2 3	_			_				+-		_			+-																			-	0 0
C	1) (2)			1 2 3	1	2	3) (4)	(5)	6	7) (8	9	10	11)	12)	12	3 4 5)																				0 0
Ċ	1) (2)			1 2 3	1	2	3 4	(5)	6	7) (8	9	10	1	12)	12	3 4 5)																				0 0
Ċ	1) (2)			1 2 3	1	2	3 4	(5)	6	7) (8	9	10	11)	12)	1 2	3 4 5)																				0 0
	1) (2)			1 2 3	_	_		_				-	_	_			_																			_	0 0
	1) (2)			1 2 3				_				_	_	-																						_	0 0
	1 2			123															_														-			_	0 0
4 F	1 2		<u> </u>	1 2 3	_	_						_	_	_			_												-				-			_	0 0
-	1) (2) 1) (2)			123	_	_						_	_	_			_			-	+		H	+			\vdash		+		-		+			_	0 0
- H	1 2			123	_	_		_				-	_	_			_		+	+	+			+			+		+	-	-		+			_	0 0
-	1 2			123	_	_		_				_	_	_			_														1					_	0 0
	1 2			1 2 3	_	_						_	_	_			_																			_	0 0
- H	1) (2)			1 2 3	_	_						_	_	_			_	П	T	1	T			T		П	П		Ì		T	\top	T		Ħ	_	0 0
(1) (2)			1 2 3																L		L											1				0 0
-	1) (2)			1 2 3	_			_				_	_	_			_	П					oxdot										Ţ		Щ	_	0 0
	1) (2)			1 2 3	_	_						_	_	_			_	Ц	1	\downarrow			\sqcup	_		Ш	Ц		_			_	1			_	0 0
- H	1 2			1 2 3	_	_						_	_	_			_	\sqcup	_	-	1		dash	4	-	Ш	\sqcup	_	\perp	_		_	4	-	H	_	0 0
	1 2	\vdash	\vdash	123	_	_		_				_	_	_			_	H	+	+	+	-	\vdash	+	-		\dashv	\dashv	╬	-	-	\dashv	+	-	\vdash	_	0 0
	1) (2) 1) (2)	\vdash	\vdash	1 2 3	+	_		_				+	_	_			+	\vdash	+	+	-	1	\vdash	+	+	H	\dashv	+	+	-	\dashv	+	+	+	H	_	0 0
J L	. E			U & 0	/IU '	ب رب	<i>y</i> 😶	. .	<u> </u>	, C	, U	100	W)	16/	· ·	<i>y</i>	4		_		1					ш	Ш					_			ш		J 0

[☆] お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。 調査票(計5枚)は同封の返信用封筒にて、ご返送ください。 調査結果は、「中小企業の賃金・退職金事情」として取りまとめてお送りいたします。

